



## 介護 みんなで支える介護保険 No138

問 保健福祉課 介護保険係  
☎476-1111(136)

## ◆介護保険負担限度額認定の更新申請について

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）などを利用する場合に施設サービス費の1割負担のほかに食費・居住費（部屋代）や日常生活費が自己負担となっています。

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により費用負担の限度額認定証を発行し、食費・居住費（部屋代）が減額され下表の自己負担となります。

なお、超えた分の費用については介護保険から給付されます。（補足給付）



## 《自己負担の目安（1日の限度額）》

該当内容	居 住 費			食 費
	ユニット型個室	ユニット型準個室 （従来型個室）	多床室	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>・ 生活保護受給者など</li> </ul>	820円	490円 (320円)	0円	300円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	820円	490円 (420円)	320円	390円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方</li> </ul>	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

## 《認定期間》

当年7月1日から翌年7月31日まで（平成27年以降は8月1日から翌年7月31日までとなる予定です。）  
※申請が8月以降の場合は当該月の1日からの認定期間となります。

## 《申請方法》

現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は6月30日（月）で有効期限が切れます。

引き続き施設サービス（ショートステイ）などの利用を希望される場合は、保健福祉課 介護保険係に申請書がありますので、利用者本人の認印（シャチハタ印は不可）をご持参ください。

## ◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4, 8 4 3人	平成26年3月末日 現在	
要介護（支援）認定者	9 3 8人		
給 付 実 績	在宅介護サービス費	3 6, 8 8 0, 9 8 3円	平成26年2月の 給付実績
	施設介護サービス費	5 0, 8 4 7, 4 4 4円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	2 8, 7 8 3, 8 2 3円	
	介護サービス費 合計	1 1 6, 5 1 2, 2 5 0円	